

令和四年政令第三百九十四号

経済施策を一體的に講ずることによる安全
保障の確保の推進に関する法律施行令
内閣は、経済施策を一體的に講ずることによる
安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法
律第四十三号）第七条、第十六条第一項第一号及
び第四項第一号、第二十六条第五号及び第八号、
第二十八条第五項、第三十条第一項から第三項ま
で並びに第三十四条第七項の規定に基づき、並び
に同法を実施するため、この政令を制定する。

次に

第一章 特定重要物資の安定的な供給の確保

（第一条～第八条）

第二章 特定社会基盤役務の安定的な提供の確
保（第九条～第十二条）第三章 特許出願の非公開（第十二条～第十六
条）附則 第一章 特定重要物資の安定的な供給の
確保

（特定重要物資の指定）
第一条 経済施策を一體的に講ずることによる安
全保障の確保の推進に関する法律（第三条第十
三号を除き、以下「法」という）。第七条の規
定に基づき、次に掲げる物資を特定重要物資と
して指定する。

一 抗菌性物質製剤

二 肥料

三 永久磁石

四 工作機械及び産業用ロボット

五 航空機の部品（航空機用原動機及び航空機
の機体を構成するものに限る。）

六 半導体素子及び集積回路

七 蓄電池

八 インターネットその他の高度情報通信ネッ
トワークを通じて電子計算機（入出力装置を
含む。）を他人の情報処理の用に供するシス
テムに用いるプログラム

九 可燃性天然ガス

十 金属鉱産物（マンガン、ニッケル、クロ
ム、タンクステン、モリブデン、コバルト、
ニオブ、タンタルアンチモン、リチウム、
ボロン、チタン、バナジウム、ストロンチウ
ム、希土類金属、白金族、ベリリウム、カリ
ウム、ゲルマニウム、セレン、ルビジウム、
ジルコニウム、インジウム、テルル、セシウ
ム、バリウム、ハフニウム、レニウム、タリ
ウム、

十一 旅館業

十二 理サービス業

十三 中小企業等協同組合法

十四 協同組合による金融事業に関する法律（昭
和二十四年法律第八百八十三号）十五 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十
八号）十六 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第二百八
十七号）

ウム、ビスマス、グラファイト、フッ素、マ
グネシウム、シリコン、リン及びウランに限
る。）

十一 船舶の部品（船舶用機関、航海用具及び
推進器に限る。）

十二 コンデンサー及びろ波器

十三 法第十六条第一項第一号の政令で定める
金融機関は、次のとおりとする。

一 銀行

二 長期信用銀行

三 信用金庫及び信用金庫連合会

四 信用協同組合及び協同組合連合会（中小企
業等協同組合法（昭和二十四年法律第八百八
十号）第九条の九第一項第一号及び第二号の
事業を併せ行うものに限る。）

五 労働金庫及び労働金庫連合会

六 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十
二年法律第百三十二号）第十一条第一項第二号
及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）七 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二
十三年法律第二百四十二号）第十二条第一項
及び第三号の事業を併せ行うものに限
る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条
第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うも
のに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九
十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ
行うものに限る。）及び水産加工業協同組合
連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第
二号の事業を併せ行うものに限る。）

八 農林中央金庫

九 株式会社日本政策投資銀行（平成十九年
年法律第七十号）十 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年
年法律第五十七号）十一 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九
年法律第七十四号）十二 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九
年法律第八十五号）十三 経済施策を一體的に講ずることによる安
全保障の推進に関する法律十四 株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十
八年法律第百四十三号）第三十条第一項並びに第三
十一条第一項及び第二項の規定の適用について
は、同令第三十条第一項中「法第五十九条第一
項」とあるのは「経済施策を一體的に講ずるこ
とによる安全保障の確保の推進に関する法律
(令和四年法律第四十三号)第二十五条第二項
の規定により読み替えて適用する法第五十九条
確保促進円滑化業務が行われる場合における株
式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十
八年法律第百四十三号）第三十条第一項並びに第三
十一条第一項及び第二項の規定の適用について
は、同令第三十条第一項中「法第五十九条第一
項」と、同令第三十二条第一項各号及び第
二項中「法第五十九条第一項」とあるのは「經
濟施策を一體的に講ずることによる安全保障の
確保の推進に関する法律第二十五条第二項の規
定により読み替えて適用する法第五十九条第一
項」とする。

十五 株式会社日本政策投資銀行

十六 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
及び生活衛生同業組合、生活衛生同業組合及
び接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万
円（卸売業を主たる事業とする事業者につい
ては、一億円）以下の金額をその資本金の額
若しくは出資の総額とする法人又は常時五十
人（卸売業又はサービス業を主たる事業とす
る事業者については、百人）以下の従業員を
使用する者であるもの十七 酒類製造業者（酒類製造業者の三分の二以上が三億円以
下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額
とする法人又は常時三百人以下の従業員を使
用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組
合連合会及び酒販組合中央会であつて、その
直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三
分の二以上が五千万元（酒類卸売業者につ
いては、一億円）以下の金額をその資本金の額
若しくは出資の総額とする法人又は常時五十
人（酒類卸売業者については、百人）以下の従
業員を使用する者であるもの十八 内航海運組合及び内航海運組合連合会であ
つて、その直接又は間接の構成員たる内航海
運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下
の金額をその資本金の額若しくは出資の総額
とする法人又は常時三百人以下の従業員を使
用する者であるもの十九 技術研究組合であつて、その直接又は間接
の構成員の三分の二以上が法第二十六条第一
号から第七号まで又は第九号のいずれかに該
当する者であるもの

二十 保証（保険料率）

二十一 借入の期間（保証料率）

二十二 借入の期間（保証料率）

二十三 合同会社（保証料率）

二十四 合同会社（保証料率）

二十五 合同会社（保証料率）

二十六 合同会社（保証料率）

二十七 合同会社（保証料率）

二十八 合同会社（保証料率）

二十九 合同会社（保証料率）

三十 合同会社（保証料率）

三十一 合同会社（保証料率）

三十二 合同会社（保証料率）

三十三 合同会社（保証料率）

三十四 合同会社（保証料率）

三十五 合同会社（保証料率）

三十六 合同会社（保証料率）

三十七 合同会社（保証料率）

七 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十一
七号）

八 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）

九 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三
号）十 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年
年法律第五十七号）十一 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九
年法律第七十四号）十二 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九
年法律第八十五号）十三 経済施策を一體的に講ずることによる安
全保障の推進に関する法律十四 株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十
八年法律第百四十三号）第三十条第一項並びに第三
十一条第一項及び第二項の規定の適用について
は、同令第三十条第一項中「法第五十九条第一
項」とあるのは「経済施策を一體的に講ずるこ
とによる安全保障の確保の推進に関する法律
(令和四年法律第四十三号)第二十五条第二項
の規定により読み替えて適用する法第五十九条
確保促進円滑化業務が行われる場合における株
式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十
八年法律第百四十三号）第三十条第一項並びに第三
十一条第一項及び第二項の規定の適用について
は、同令第三十条第一項中「法第五十九条第一
項」と、同令第三十二条第一項各号及び第
二項中「法第五十九条第一項」とあるのは「經
濟施策を一體的に講ずることによる安全保障の
確保の推進に関する法律第二十五条第二項の規
定により読み替えて適用する法第五十九条第一
項」とする。

十五 株式会社日本政策投資銀行

十六 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
及び生活衛生同業組合、生活衛生同業組合及
び接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万
円（卸売業を主たる事業とする事業者につい
ては、一億円）以下の金額をその資本金の額
若しくは出資の総額とする法人又は常時五十
人（卸売業又はサービス業を主たる事業とす
る事業者については、百人）以下の従業員を
使用する者であるもの十七 酒類製造業者（酒類製造業者の三分の二以上が三億円以
下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額
とする法人又は常時三百人以下の従業員を使
用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組
合連合会及び酒販組合中央会であつて、その
直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三
分の二以上が五千万元（酒類卸売業者につ
いては、一億円）以下の金額をその資本金の額
若しくは出資の総額とする法人又は常時五十
人（酒類卸売業者については、百人）以下の従
業員を使用する者であるもの十八 内航海運組合及び内航海運組合連合会であ
つて、その直接又は間接の構成員たる内航海
運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下
の金額をその資本金の額若しくは出資の総額
とする法人又は常時三百人以下の従業員を使
用する者であるもの十九 技術研究組合であつて、その直接又は間接
の構成員の三分の二以上が法第二十六条第一
号から第七号まで又は第九号のいずれかに該
当する者であるもの

二十 保証（保証料率）

二十一 借入の期間（保証料率）

二十二 借入の期間（保証料率）

二十三 合同会社（保証料率）

二十四 合同会社（保証料率）

二十五 合同会社（保証料率）

二十六 合同会社（保証料率）

二十七 合同会社（保証料率）

二十八 合同会社（保証料率）

二十九 合同会社（保証料率）

三十 合同会社（保証料率）

三十一 合同会社（保証料率）

三十二 合同会社（保証料率）

三十三 合同会社（保証料率）

三十四 合同会社（保証料率）

三十五 合同会社（保証料率）

三十六 合同会社（保証料率）

三十七 合同会社（保証料率）

三十八 合同会社（保証料率）

三十九 合同会社（保証料率）

四十 合同会社（保証料率）

四十一 合同会社（保証料率）

四十二 合同会社（保証料率）

四十三 合同会社（保証料率）

四十四 合同会社（保証料率）

四十五 合同会社（保証料率）

四十六 合同会社（保証料率）

四十七 合同会社（保証料率）

一 同組合連合会

二 農業協同組合及び農業協同組合連合会

三 漁業協同組合及び森林組合連合会

四 商工組合及び商工組合連合会

五 加工業協同組合及び水産加工業協同組合連
合会六 生活衛生同業組合、生活衛生同業組合及
び接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万
円（卸売業を主たる事業とする事業者につい
ては、一億円）以下の金額をその資本金の額
若しくは出資の総額とする法人又は常時五十
人（卸売業又はサービス業を主たる事業とす
る事業者については、百人）以下の従業員を
使用する者であるもの

七 同組合連合会

八 農業協同組合及び農業協同組合連合会

九 漁業協同組合及び森林組合連合会

十 商工組合及び商工組合連合会

十一 加工業協同組合及び水産加工業協同組合連
合会十二 生活衛生同業組合、生活衛生同業組合及
び接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万
円（卸売業を主たる事業とする事業者につい
ては、一億円）以下の金額をその資本金の額
若しくは出資の総額とする法人又は常時五十
人（卸売業又はサービス業を主たる事業とす
る事業者については、百人）以下の従業員を
使用する者であるもの

十三 同組合連合会

十四 農業協同組合及び農業協同組合連合会

十五 漁業協同組合及び森林組合連合会

十六 商工組合及び商工組合連合会

十七 加工業協同組合及び水産加工業協同組合連
合会十八 生活衛生同業組合、生活衛生同業組合及
び接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万
円（卸売業を主たる事業とする事業者につい
ては、一億円）以下の金額をその資本金の額
若しくは出資の総額とする法人又は常時五十
人（卸売業又はサービス業を主たる事業とす
る事業者については、百人）以下の従業員を
使用する者であるもの

十九 同組合連合会

二十 農業協同組合及び農業協同組合連合会

二十一 漁業協同組合及び森林組合連合会

二十二 商工組合及び商工組合連合会

二十三 加工業協同組合及び水産加工業協同組合連
合会二十四 生活衛生同業組合、生活衛生同業組合及
び接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万
円（卸売業を主たる事業とする事業者につい
ては、一億円）以下の金額をその資本金の額
若しくは出資の総額とする法人又は常時五十
人（卸売業又はサービス業を主たる事業とす
る事業者については、百人）以下の従業員を
使用する者であるもの

二十五 同組合連合会

二十六 農業協同組合及び農業協同組合連合会

二十七 漁業協同組合及び森林組合連合会

二十八 商工組合及び商工組合連合会

二十九 加工業協同組合及び水産加工業協同組合連
合会三十 生活衛生同業組合、生活衛生同業組合及
び接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万
円（卸売業を主たる事業とする事業者につい
ては、一億円）以下の金額をその資本金の額
若しくは出資の総額とする法人又は常時五十
人（卸売業又はサービス業を主たる事業とす
る事業者については、百人）以下の従業員を
使用する者であるもの

三十一 同組合連合会

三十二 農業協同組合及び農業協同組合連合会

三十三 漁業協同組合及び森林組合連合会

三十四 商工組合及び商工組合連合会

三十五 加工業協同組合及び水産加工業協同組合連
合会三十六 生活衛生同業組合、生活衛生同業組合及
び接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万
円（卸売業を主たる事業とする事業者につい
ては、一億円）以下の金額をその資本金の額
若しくは出資の総額とする法人又は常時五十
人（卸売業又はサービス業を主たる事業とす
る事業者については、百人）以下の従業員を
使用する者であるもの

三十七 同組合連合会

三十八 農業協同組合及び農業協同組合連合会

三十九 漁業協同組合及び森林組合連合会

四十 商工組合及び商工組合連合会

四十一 加工業協同組合及び水産加工業協同組合連
合会

つき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（次項において「無担保保険」という。）にあつては〇・一四パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この項において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この項において同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合には、〇・一五パーセント）とする。

2 前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えていいる法人である場合における無担保保険の保険關係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

3 納付金(次項に規定する納付金を除く。)
、一般会計に帰属する。

4 第一条第九号に掲げる特定重要物資に係る納付金は、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に帰属する。

第二章 特定社会基盤役務の安定的な提供の確保

(特定社会基盤事業)

第九条 法第五十条第一項の政令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十九号)第二条第一項第十六号に規定する電気事業のうち、同項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業、同項第十一号の二に規定する配電事業、同項第十四号に規定する発電事業及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業
- 二 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十号)第二条第十一項に規定するガス事業のうち、同条第五項に規定する一般ガス導管事業、同条第七項に規定する特定ガス導管事業及び同条第九項に規定するガス製造事業
- 三 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)第二条第五項に規定する石油精製業及び同条第九項に規定する石油ガス輸入業

四 水道法(昭和三十一年法律第百七十七号)
第三条第二項に規定する水道事業(同条第三項に規定する簡易水道事業を除く。)及び同条第四項に規定する水道用水供給事業

五 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第二項に規定する第一種鉄道事業

六 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業

七 海上運送法(昭和二十四年法律第八十八号)第二条第四項に規定する貨物定期航路事業及び同条第六項に規定する不定期航路事業のうち、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間において貨物を運送するもの

八 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十九項に規定する国際航空運送事業及び同条第二十項に規定する国内定期航空運送事業

業並びに空港に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に關する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第六項に規定する公共施設等運営事業

十 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十八号)第二条第四号に規定する電気通信事業(同法第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を除く。)

十一 放送事業のうち、放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第一条第十五号に規定する地上基幹放送を行うもの

十二 郵便事業

十三 金融に係る事業のうち、次に掲げるものの銀行法第二条第二項に規定する銀行業

イ 銀行法第二条第二項各号に掲げる行為のいずれかを行ふ事業のうち、次に掲げるもの

(1) 信用金庫法第五十四条第一項及び第二項の規定に基づき行うもの

(2) 労働金庫法第五十八条第一項及び第五十九条の二第一項(第一号から第四号までに係る部分に限る。)の規定に基づき行うもの

(3) 中小企業等協同組合法第九条の九第一項(第一号及び第二号(会員に対する資金の貸付けに係る部分に限る。)に係る部分に限る。)及び第六項(第一号(同法第五十九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定に基づき行うもの

(4) 農林中央金庫法第五十四条第一項及び第二項の規定に基づき行うもの

(5) 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第二項に規定する資金移動業

ロ 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第一項に規定する保険業

ハ 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場の開設の業務を行う事業、同条第二十八項に規定する金融商品債務引受け及び同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業

二 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する信託業

（法第五十二条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。）

一 特定重要設備の導入を行う特定社会基盤事業者と実質的に同一と認められる者（法第五十二条第一項の政令で定める者）

二 國の機關

三 地方公共団体

四 独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百五十九号）第二条第三項に規定する独立行政法人（法第五十二条第一項に規定する特定社会基盤事業者と実質的に同一と認められる者とは、当該特定社会基盤事業者を親法人（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人を除く。）

五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百五十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（前項第一号に規定する特定重要設備の導入を行ふ特定社会基盤事業者と実質的に同一と認められる者とは、当該特定社会基盤事業者を親法人等とする子法人等をいう。）

六 前項第一号に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体）と同一のもの（以下この項において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会等によりその意思決定機関を支配している他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定する機関）といふ。

（法第五十二条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。）

一 特定重要設備の導入を行う特定社会基盤事業者と実質的に同一と認められる者（法第五十二条第一項の政令で定める者）

二 國の機關

三 地方公共団体

四 独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百五十九号）第二条第三項に規定する独立行政法人（法第五十二条第一項に規定する特定社会基盤事業者と実質的に同一と認められる者とは、当該特定社会基盤事業者を親法人（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人を除く。）

五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百五十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（前項第一号に規定する特定重要設備の導入を行ふ特定社会基盤事業者と実質的に同一と認められる者とは、当該特定社会基盤事業者を親法人等とする子法人等をいう。）

六 前項第一号に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体）と同一のもの（以下この項において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会等によりその意思決定機関を支配している他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定する機関）といふ。

四十三 國際特許分類記号G二一J一に該当する技術の分野
四十四 國際特許分類記号G二一J三に該当する技術の分野
四十五 國際特許分類記号H〇一Lニ七／一
四、 H〇一Lニ七／一四二 H〇一Lニ七／
一四四、 H〇一Lニ七／一四六又はH〇一L
二七／一四八に該当する技術の分野のうち、
量子ドット又は超格子に関するもの
四十六 國際特許分類記号H〇一L三一／〇
八、 H〇一L三一／〇九、 H〇一L三一／一
〇、 H〇一L三一／一〇一、 H〇一L三一／一
一〇二、 H〇一L三一／一〇三、 H〇一L三一／
一／一〇五、 H〇一L三一／一〇七、 H〇一
L三一／一〇八、 H〇一L三一／一〇九、 H
〇一L三一／一一、 H〇一L三一／一二、 H
H〇一L三一／一一二、 H〇一L三一／一一
三、 H〇一L三一／一一五、 H〇一L三一／
一一七、 H〇一L三一／一一八又はH〇一L
三一／一一九に該当する技術の分野のうち、
量子ドット又は超格子に関するもの
四十七 國際特許分類記号H〇四K三に該当する技術の分野

法第六十六条第一項の特定技術分野のうち保
全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が
大きいと認められる技術の分野として政令で定
めるものは、前項第二号、第三号、第五号、第
六号、第八号から第十二号まで、第十三号（國
際特許分類記号B六三G八／一八、B六三G八
／三〇、B六三G八／三三及びB六三G八／三
三に係る部分を除く。）、第十七号、第十八号、
第二十三号、第二十四号、第四十号、第四十一
号及び第四十五号から第四十七号までに掲げる
技術の分野（同項第一号、第四号、第七号、第
十三号（國際特許分類記号B六三G八／一八、
B六三G八／三〇、B六三G八／三三及びB六
三G八／三三に係る部分に限る。）、第十四号か
ら第十六号まで、第十九号から第二十二号ま
で、第二十五号から第三十九号まで及び第四十
二号から第四十四号までに掲げる技術の分野に
該当する部分を除く。）とする。
法第六十六条第一項の政令で定める要件は、
次の各号のいずれかに該当する發明であること
とする。

一 我が國の防衛又は外國の軍事の用に供する
ための發明

二 國又は國立研究開發法人（獨立行政法人通
則法第二条第三項に規定する國立研究開發法
人）

三　国若しくは国立研究開発法人が委託した技術に関する研究及び開発又は国若しくは国立研究開発法人が請け負わせたソフトウェアの開発の成果に係る発明であつて、その発明について特許を受ける権利につき産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十七条第一項（国立研究開発法人が委託し又は請け負わせた場合にあつては、同条第二項において準用する同条第一項）の規定により国又は当該国立研究開発法人が譲り受けないこととしたもの

四　国が委託した技術に関する研究及び開発の成果に係る発明であつて、その発明について特許を受ける権利につき科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十二年法律第六十三号）第二十二条（第一号に係る部分に限る。）の規定により国がその一部のみを譲り受けたもの

（内閣総理大臣への送付の期間）

第十三条 法第六十六条第一項の政令で定める期間は、三月とする。

（外国出願の禁止の例外）

第十四条 法第七十八条第一項の政令で定めるものは、次に掲げる特許出願とする。

一　防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第三条の規定により我が国で保全指定（法第七十条第二項に規定する保全指定をいう。）をされた発明を記載した特許出願をアメリカ合衆国においてした場合に類似の取扱いを受けるものとされている場合におけるアメリカ合衆国でされる当該特許出願

二　民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定第二十一条の規定により我が国以外の締約国における特許出願を妨げるために発明の秘密に関する我が国の法律を適用してはならないこととされている場合における当該締約国でされる当該特許出願

三　平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のため

（外国出願の禁止の期間）

第十五条 法第七十八条第一項ただし書の政令で定める期間は、十月とする。

（法第七十九条第五項の政令で定める額は、二万五千円とする。）

附 則 抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年八月九日政令第二五九号）

この政令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 本則に二章を加える改正規定中第九条に係る部分 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二 本則に二章を加える改正規定中第十条及び第十二条に係る部分 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

附 則（令和六年二月二日政令第二五五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年二月一六日政令第三二二号）

この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の施行の日（令和六年三月十五日）から施行する。